

神奈川県労働局労働基準部
監督課長 黒部 恭志
監察監督官 木暮 勤
電話 045 (211) 7351

労働基準監督署における監督指導の概要 —平成23年の定期監督等の結果—

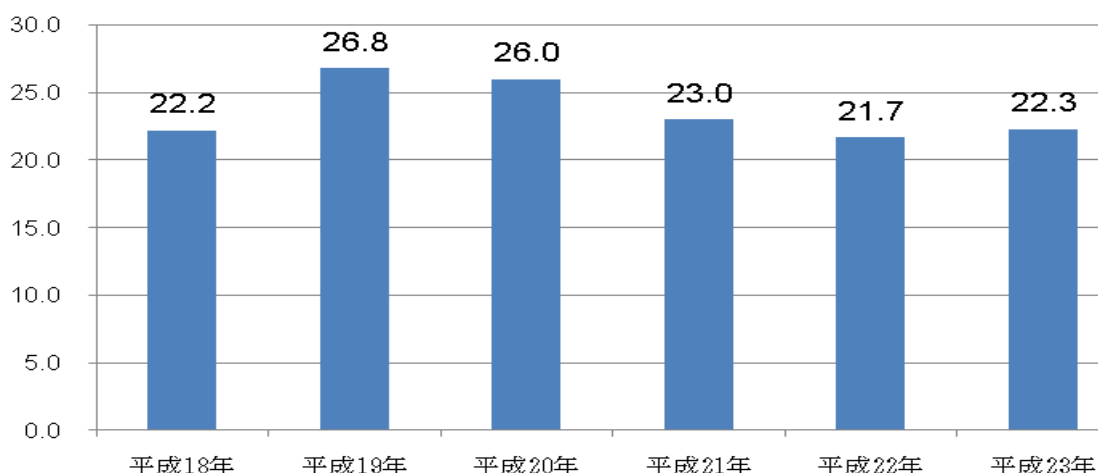
神奈川県労働局管下12労働基準監督署が平成23年に実施した定期監督等の件数は、5,731件で、このうち何らかの労働基準関係法令違反が認められ、是正を指導した事業場は61.2%であった。

労働基準関係法令違反の主な内容は、

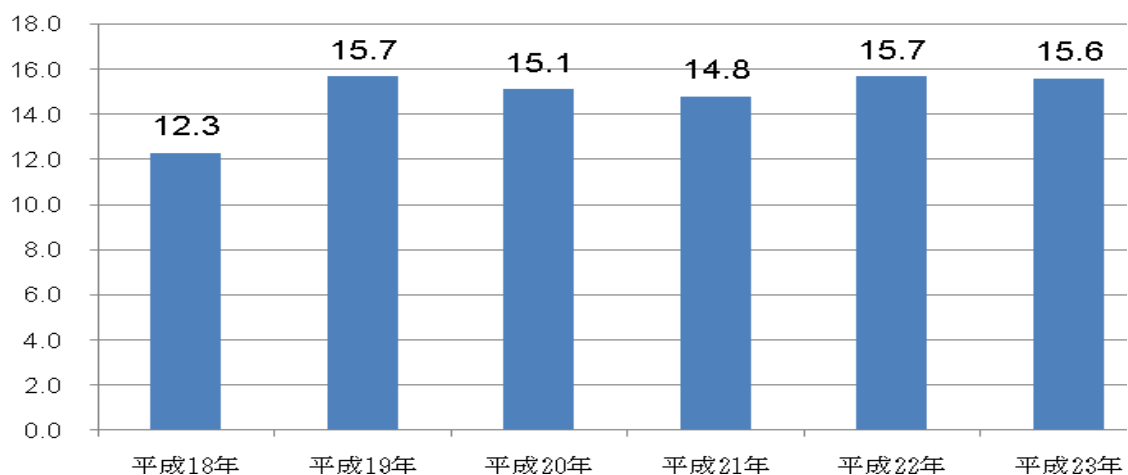
- ① 法定労働時間を超えて労働させていたもの（労働基準法第32条 1,276件 違反率22.3%）（グラフ1）
 - ② 割増賃金を支払っていないもの（労働基準法第37条 895件 違反率15.6%）（グラフ2）
 - ③ 機械設備に関する安全基準を満たしていないもの（労働安全衛生法第20から25条のうち安全基準に係わる法令 799件 違反率13.9%）（グラフ3）
- などであった。

神奈川県労働局においては、今後とも、厳しい経済情勢下での法定労働条件の確保、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止、労働災害の未然防止に向け積極的に監督指導を実施するとともに、重大・悪質な事案については、送検手続をとるなど厳正に対処することとしている。

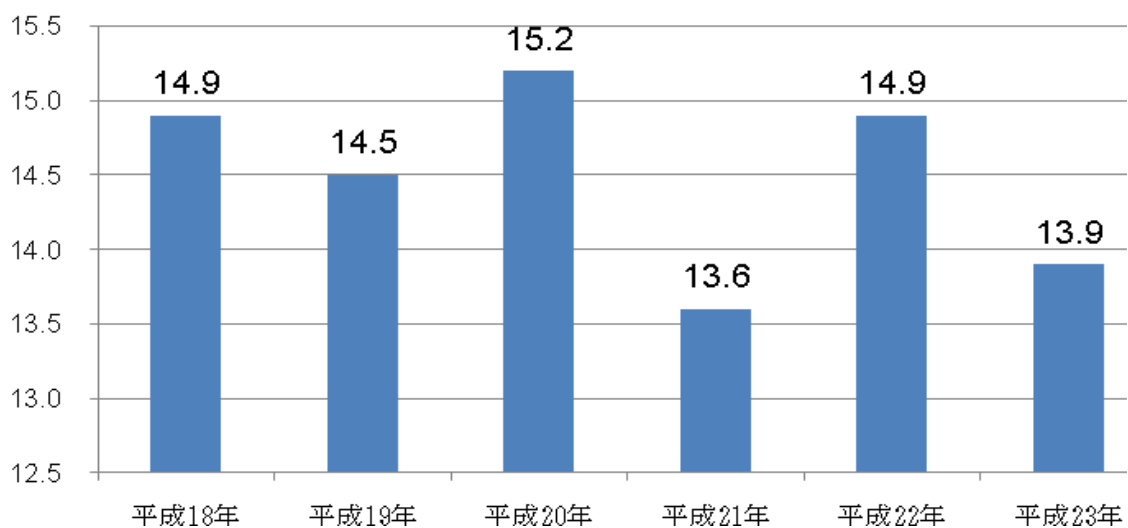
グラフ1 労働基準法第32条違反に係る法違反率の推移



グラフ2 労働基準法第37条違反に係る法違反率の推移



グラフ3 労働安全衛生法第20から25条の安全基準に係る法違反率の推移



定期監督等(注)の実施結果

1 労働基準法の主要な違反は労働時間、就業規則、割増賃金

(1)労働基準法の主要な法違反の内容は次のとおり。(表1、表2)

ア 労働時間・割増賃金関係

①労働基準法第32条(労働時間)に係る違反(グラフ1)

1,276件(違反率22.3%・前年比0.6ポイント増)

【違反事例】

時間外労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。また、協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間を超えて労働させているもの。

②同法第37条(割増賃金)に係る違反(グラフ2)

895件(違反率15.6%・前年比0.1ポイント減)

【違反事例】

時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金(通常の賃金の2割5分以上)を支払っていないもの。

イ 労働条件明示関係

①同法第89条(就業規則の作成等)に係る違反

564件(違反率9.8%・前年比0.1ポイント減)

【違反事例】

10名以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。

②労働基準法第15条(労働条件の明示)に係る違反

492件(違反率8.6%・前年比1.5ポイント増)

【違反事例】

労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について書面を交付していないもの。また、交付しているが、法定項目が不足しているもの。

2 労働安全衛生法の主要な違反は安全衛生管理体制、安全基準

労働安全衛生法の主要な法違反の内容は次のとおり。(表1、表2)

ア 労働安全衛生法第10～12、14、15、17～19条(安全衛生管理体制)に係る違反

787件(違反率13.7%・前年比2.1ポイント減)

【違反事例】

50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者(衛生管理者等)を選任していないもの。

イ 同法第20～25条(機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準)に係る違反

799件(違反率13.9%・前年比1.0ポイント減)(グラフ3)

【違反事例】

高さが2メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの。

3 法違反事業場は監督実施事業場の6割以上

平成23年の定期監督等の実施件数は、5,731件（前年比428件増）で、何らかの労働基準関係法違反が認められ、是正を指導した事業場の割合は61.2%であった。

定期監督等の業種別の件数・割合は、①建設業2,075件（全業種に対する割合36.2%・前年比2.3ポイント増）、②製造業997件（同17.4%・同2.1ポイント減）、③商業609件（同10.6%・同6.1ポイント減）、④保健衛生業421件（同7.3%・同1.0ポイント増）、⑤教育研究業382件（同6.7%・同4.2ポイント増）、⑥運輸交通業274件（同4.8%・同0.21ポイント減）であった。（表1）

また、業種別（鉱業を除く）で労働基準関係法令違反率が高いのは、保健衛生業（78.1%）、接客娯楽業（75.2%）、運輸交通業（69.3%）、商業（68.6%）、清掃・と畜業（68.2%）であった。（表1、グラフ4）

注： 定期監督等とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。定期監督等は、法定労働条件の確保上の問題があると考えられる事業場に対し実施している。（労働者からの申し立てに基づく監督等については、別途発表している「平成23年の申告事案の概要」による。）

表1 定期監督等の推移

	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率
製造業	1,726	69.7	1,273	70.2	990	68.9	1,038	67.0	997	66.9
鉱業	2	50.0	2	50.0	2	50.0	1	100.0	1	100.0
建設業	2,483	50.2	2,108	52.9	1,577	48.1	1,798	51.6	2,075	51.3
運輸交通業	279	74.2	316	75.0	252	77.0	263	78.7	274	69.3
貨物取扱業	122	63.9	144	55.6	115	56.5	118	56.8	111	54.1
農林業	4	25.0	7	42.9	4	50.0	7	57.1	11	18.2
畜産・水産業	6	33.3	3	100.0	3	66.7	0	0.0	3	66.7
商業	688	73.8	728	78.2	632	74.1	884	69.5	609	68.6
金融・広告業	63	55.6	53	67.9	66	65.2	81	55.6	62	43.5
映画・演劇業	3	66.7	1	100.0	3	100.0	0	0.0	3	66.7
通信業	14	35.7	9	66.7	13	38.5	13	30.8	17	41.2
教育・研究業	124	59.7	165	64.8	167	58.7	134	56.0	382	66.2
保健衛生業	306	79.1	218	78.9	218	78.4	332	75.3	421	78.1
接客娯楽業	293	75.4	261	75.9	265	71.3	137	78.1	133	75.2
清掃・と殺業	133	66.9	117	70.1	151	72.2	180	50.6	214	68.2
官公署	2	50.0	1	100.0	2	0.0	1	0.0	1	0.0
その他の事業	498	62.7	441	71.2	489	55.6	313	63.9	417	56.6
合計	6,746	62.7	5,847	65.3	4,949	61.9	5,300	62.0	5,731	61.2

グラフ4 労働基準関係法令違反率の推移

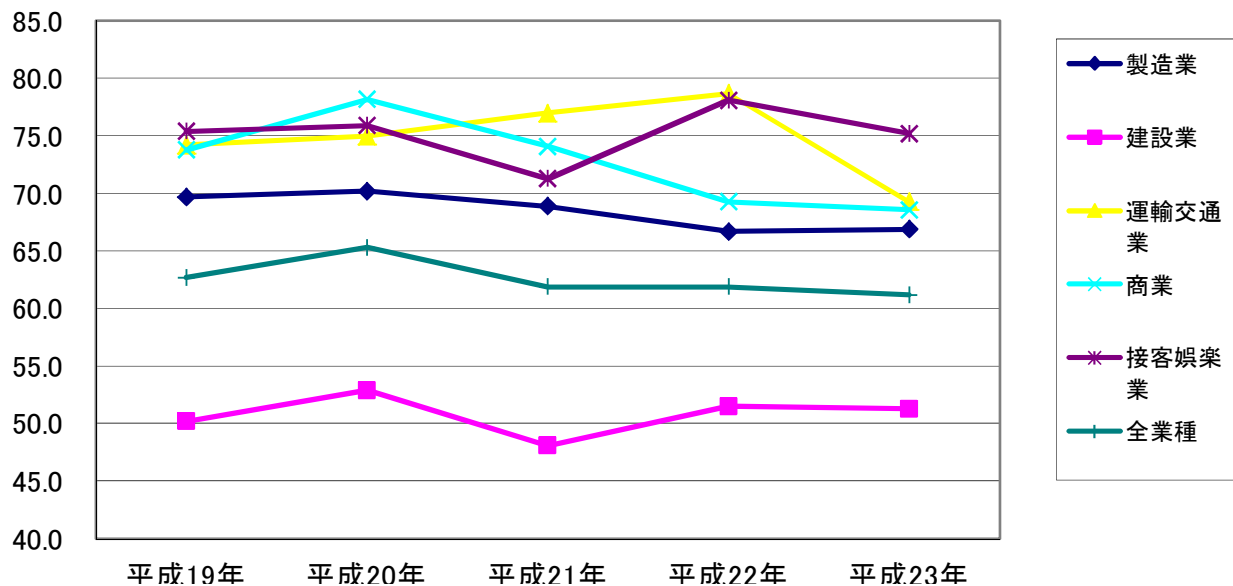


表2 定期監督等において指摘した主要な法違反

労働基準法

	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条
	労働条件 明示	賃金支払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳
平成19年	535	116	1,807	88	1,059	886	274
平成20年	538	125	1,521	69	881	921	255
平成21年	412	104	1,136	52	733	720	227
平成22年	390	143	1,152	52	830	526	276
平成23年	492	157	1,276	34	895	564	270

労働安全衛生法

	10～19条 (14条を除く)	14条	20～25条	20～25条	30・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全衛生管 理体制	作業主任者	安全基準	衛生基準	特定元方事 業者・注文者	定期自主 検査	安全衛生 教育	就業制限	作業環境 測定	健康診断
平成19年	914	237	975	195	256	242	89	95	82	635
平成20年	826	203	891	154	235	216	83	77	77	572
平成21年	627	115	671	105	155	167	45	61	52	419
平成22年	685	155	790	139	205	172	56	72	69	528
平成23年	634	153	799	97	230	171	69	60	69	528